

特定非営利活動法人たきび定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人たきび という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都八王子市散田^町丁目1番7号1Fに置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を埼玉県さいたま市南区南浦和^区丁目42番6号日東ビル4Aに置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者介護施設や障がい者関連施設などの福祉関連施設に対し、プロ演者によるイベントの開催、ワークショップの開催、映像等のコンテンツ制作、高齢者施設等への余暇活用に関するコンサルティングなどを行うことにより、質の高い娯楽や余暇の時間を提供し、入居者の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 福祉施設におけるイベントの開催事業
 - ② 福祉施設への、入居者の余暇の過ごし方や生涯学習等に関する事業の提案
 - ③ 福祉施設向けのコンテンツ制作事業

(2)その他の事業

- ① 障がい者福祉に関する啓蒙活動やイベントの開催
- ② 環境保護に関する活動（環境にやさしい製品の紹介など）

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力してもらえる個人。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表権を有する理事に提出し

て任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上3人以内を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 代表権を有する理事は、この法人を代表する。

- 2 代表理事は、この法人の代表権を有する。
- 3 代表理事は、この法人の業務を総理する。
- 4 副代表理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の決議を経て定めた順位に従って、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表権を持つ理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事、副代表理事の選定又は解職

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表権を有する理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表権を持つ理事、又はあらかじめ理事会の決議を経て定めた順位に従いその職務を代行する副代表理事が招集する。

2 代表理事又はその職務を代行する副代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電

子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表権を持つ理事又はその職務を代行する副代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあたってはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事又はその職務を代行する副代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する資産

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表権を有する理事又はその職務を代行する副代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事又はその職務を代行する副代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | |
|-------|--------|
| 代表理事 | 土橋 健太郎 |
| 副代表理事 | 豊倉 信一 |
| 〃 | 浅井 一裕 |
| 理事 | 山口 進 |
| 監事 | 田中 龍都 |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 たきび

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

| | 役名 (どちらかに○) | (フリガナ) | 報酬の有無 (どちらかに○) | 役職名等 |
|---|---|-------------------|--------------------------------------|-------|
| | | 氏名 | | |
| 1 | <input checked="" type="radio"/> 理事 <input checked="" type="radio"/> 監事 | ドバシケンタロウ 橋 健太郎 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 代表理事 |
| 2 | <input checked="" type="radio"/> 理事 <input checked="" type="radio"/> 監事 | トヨクラシンイチ 豊倉 信一 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 副代表理事 |
| 3 | <input checked="" type="radio"/> 理事 <input checked="" type="radio"/> 監事 | アサイカズヒロ 浅井 一裕 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 副代表理事 |
| 4 | <input checked="" type="radio"/> 理事 <input checked="" type="radio"/> 監事 | ヤマグチススム 山口 進 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | |
| 5 | 理事 <input checked="" type="radio"/> 監事 | タナカリュウト 田中 龍登 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | |
| 6 | 理事・監事 | 龍都 | 有・無 | |
| 7 | 理事・監事 | | 有・無 | |
| 8 | 理事・監事 | | 有・無 | |

令和6年度

事業計画書

特定非営利活動法人たきび

1 事業実施の方針

初年度は、首都圏における高齢者施設のリストアップなどの市場調査を行い、訪問営業やダイレクトメール等でサービスを宣伝していく。また、イベントに演者として参加できる人材の発掘や、高齢者施設向けに特化したイベントの企画・制作、福祉施設向けの余暇活動に関するコンサルティングを行っていく。

令和6年7月から令和7年3月末までの間に、月1回を目標として施設でのイベントを開催していきたい。同時期に、5件程度の事業所に対しコンサルティングを行いたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,249.0 】千円)

| 定款に記載された事業名 | 事業内容 | 日時 | 場所 | 従事者人数 | 受益対象者範囲 | 受益対象者人数 | 事業費(千円) |
|-----------------------------------|-----------------------|--------------------|-------|-------|---------|-----------------------|---------|
| 福祉施設におけるイベントの開催事業 | 高齢者施設等へのイベント紹介事業 | R6年10月～R7年3月に月1回程度 | 首都圏全域 | 5～10人 | 高齢者施設 | 30～50人 (施設入居者数による) | 599.5 |
| 福祉施設への、入居者の余暇の過ごし方や生涯学習等に関する事業の提案 | 福祉施設入居者の余暇活動支援コンサルタント | R6年7月～R7年3月 | 首都圏全域 | 10人 | 高齢者施設 | 50～60人 | 599.5 |
| 福祉施設向けのコンテンツ制作事業 | 高齢者施設等向けのコンテンツ企画・制作 | R6年7月～R7年3月 | 事務所ほか | 10人 | 高齢者施設 | 1～2人 | 50.0 |

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0.0 】千円)

| 定款に記載された事業名 | 事業内容 | 日時 | 場所 | 従事者人数 | 事業費(千円) |
|------------------------|----------------------|-------------|-------|-------|---------|
| 障がい者福祉に関する啓蒙活動やイベントの開催 | 障がい者共生社会に向けたイベント(参加) | R6年10月 | 東京都 | 3 | 0.0 |
| 環境保護に関する活動 | 環境にやさしい洗剤の紹介 | R6年7月～R7年3月 | 首都圏全域 | 1 | 0.0 |

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人たきび

1 事業実施の方針

初年度に引き続き、訪問営業やダイレクトメール等で当方人のサービスを宣伝していく。また、SNSなどを使った情報の拡散も行っていく。また、イベントに演者として参加できる人材の発掘や、高齢者施設向けに特化したイベントの企画・制作、福祉施設向けの余暇活動に関するコンサルティングを行っていく。

事業年度を通して、月1回以上を目標として施設でのイベントを開催したい。特に夏祭りやクリスマスなどのイベント時季には、月3回以上のイベント開催を目指していく。同時期に、10件程度の事業所に対しコンサルティングを行いたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2,976.8 】千円)

| 定款に記載された事業名 | 事業内容 | 日時 | 場所 | 従事者人数 | 受益対象者範囲 | 受益対象者人数 | 事業費(千円) |
|----------------------------------|-----------------------|-------------------|-------|--------|---------|-----------------------|---------|
| 福祉施設におけるイベントの開催事業 | 高齢者施設等へのイベント紹介事業 | R7年4月～R8年3月に月1回程度 | 首都圏全域 | 15～20人 | 高齢者施設 | 50～80人 (施設入居者数による) | 1463.4 |
| 福祉施設への入居者の余暇の過ごし方や生涯学習等に関する事業の提案 | 福祉施設入居者の余暇活動支援コンサルタント | R7年4月～R8年3月 | 首都圏全域 | 15人 | 高齢者施設 | 60～80人 | 1,463.4 |
| 福祉施設向けのコンテンツ制作事業 | 高齢者施設等向けのコンテンツ企画・制作 | R7年4月～R8年3月 | 事務所ほか | 10人 | 高齢者施設 | 1～2人 | 50.0 |

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 20.0 】千円)

| 定款に記載された事業名 | 事業内容 | 日時 | 場所 | 従事者人数 | 事業費(千円) |
|------------------------|----------------------|-------------|-------|-------|---------|
| 障がい者福祉に関する啓蒙活動やイベントの開催 | 障がい者共生社会に向けたイベント(参加) | R7年10月 | 東京都 | 3 | 0.0 |
| 環境保護に関する活動 | 環境にやさしい洗剤の紹介 | R7年4月～R8年3月 | 首都圏全域 | 2 | 20.0 |

令和6年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 ^{たもび}イコールハート

(単位:円)

| 科目 | 特定非営利活動に係る事業 | | その他事業 | | 合計 |
|-------------------------------|--------------|-----------|-------|-------|-----------|
| | 金額 | 小計・合計 | 金額 | 小計・合計 | |
| (A) 経常収益 | | | | | |
| 1 受取会費 | | | | | |
| 正会員受取会費 | | | | | |
| 賛助会員受取会費 | | | | | |
| 2 受取寄附金 | | | | | |
| 受取寄附金 | | | | | |
| 施設等受入評価益 | | | | | |
| 3 受取助成金等 | | | | | |
| 受取補助金 | | | | | |
| 4 事業収益 | | | | | |
| 高齢者施設等へのイベント紹介事業 | 700,000 | 700,000 | 0 | 0 | 700,000 |
| 福祉施設入居者の余暇活動支援コンサルタント | 500,000 | 500,000 | | | 500,000 |
| 高齢者施設等向けのコンテンツ企画・制作 | 50,000 | 50,000 | | | 50,000 |
| 5 その他の収益 | | | | | |
| 受取利息 | | | | | |
| 経常収益計 | | 1,250,000 | | 0 | 1,250,000 |
| (B) 経常費用 | | | | | |
| 1 事業費 | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | |
| 給料手当 | | | | | |
| 役員報酬 | | | | | |
| 退職給付費用 | | | | | |
| 福利厚生費 | | | | | |
| (2) その他経費 | | | | | |
| 業務委託費 (演者出演料) | 588,000 | 588,000 | | | 588,000 |
| 業務委託料 (スタッフへ支払) | 378,000 | 378,000 | | | 378,000 |
| 旅費交通費 | 42,000 | 42,000 | | | 42,000 |
| 施設等評価費用 | | | | | |
| 消耗品費 | 241,000 | 241,000 | | | 241,000 |
| 事業費計 | | 1,249,000 | | 0 | 1,249,000 |
| 2 管理費 | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | |
| 役員報酬 | | | | | |
| 給料手当 | | | | | |
| 退職給付費用 | | | | | |
| 福利厚生費 | | | | | |
| (2) その他経費 | | | | | |
| 消耗品費 | | | | | |
| 水道光熱費 | | | | | |
| 通信運搬費 | | | | | |
| 地代家賃 | | | | | |
| 旅費交通費 | | | | | |
| 減価償却費 | | | | | |
| 管理費計 | | | | | |
| 経常費用計 | | 1,249,000 | | 0 | 1,249,000 |
| 当期経常増減額 【A】 - 【B】・・・① | | 1,000 | | 0 | 1,000 |
| (C) 経常外収益 | | | | | |
| 固定資産売却益 | | | | | |
| 過年度損益修正益 | | | | | |
| 経常外収益計 | | 0 | | 0 | 0 |
| (D) 経常外費用 | | | | | |
| 固定資産売却損 | | | | | |
| 災害損失 | | | | | |
| 過年度損益修正損 | | | | | |
| 経常外費用計 | | 0 | | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 【C】 - 【D】・・・② | | 0 | | 0 | 0 |
| 経理区分振替額・・・③ | | 0 | | 0 | 0 |
| 税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④ | | 1,000 | | 0 | 1,000 |
| 法人税、住民税及び事業税・・・⑤ | | 70,000 | | | 70,000 |
| 前期繰越正味財産額・・・⑥ | | 150,000 | | | 150,000 |
| 次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥ | | 81,000 | | 0 | 81,000 |

令和7年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 ^{たきび} ~~イコールハート~~

(単位:円)

| 科目 | 特定非営利活動に係る事業 | | その他事業 | | 合計 |
|-------------------------------|------------------|------------------|--------|----------------|------------------|
| | 金額 | 小計・合計 | 金額 | 小計・合計 | |
| (A) 経常収益 | | | | | |
| 1 受取会費 | | | | | |
| 正会員受取会費 | | | | | |
| 賛助会員受取会費 | | | | | |
| 2 受取寄附金 | | | | | |
| 受取寄附金 | | | | | |
| 施設等受入評価益 | | | | | |
| 3 受取助成金等 | | | | | |
| 受取補助金 | | | | | |
| 4 事業収益 | | | | | |
| 高齢者施設等へのイベント紹介事業 | 1,600,000 | 1,600,000 | | | 1,600,000 |
| 福祉施設入居者の余暇活動支援コンサルタント | 1,600,000 | 1,600,000 | | | 1,600,000 |
| 高齢者施設等向けのコンテンツ企画・制作 | 50,000 | 50,000 | | | 50,000 |
| 環境にやさしい洗剤の紹介 | | | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| 5 その他の収益 | | | | | |
| 受取利息 | | | | | |
| 経常収益計 | | 3,250,000 | | 50,000 | 3,300,000 |
| (B) 経常費用 | | | | | |
| 1 事業費 | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | |
| 給料手当 | | | | | |
| 役員報酬 | | | | | |
| 退職給付費用 | | | | | |
| 福利厚生費 | | | | | |
| (2) その他経費 | | | | | |
| 業務委託費 (演者出演料) | 588,000 | 1,528,800 | | | 1,528,800 |
| 業務委託料 (スタッフへ支払) | 378,000 | 756,000 | 20,000 | 20,000 | 776,000 |
| 旅費交通費 | 42,000 | 210,000 | | | 210,000 |
| 施設等評価費用 | | | | | |
| 消耗品費 | 241,000 | 482,000 | | | 482,000 |
| 事業費計 | 1,249,000 | 2,976,800 | | 20,000 | 2,996,800 |
| 2 管理費 | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | |
| 役員報酬 | 100,000 | 100,000 | | | 100,000 |
| 給料手当 | | | | | |
| 退職給付費用 | | | | | |
| 福利厚生費 | | | | | |
| (2) その他経費 | | | | | |
| 消耗品費 | 152,000 | 152,000 | | | 152,000 |
| 水道光熱費 | | | | | |
| 通信運搬費 | | | | | |
| 地代家賃 | | | | | |
| 旅費交通費 | 60,000 | 60,000 | | | 60,000 |
| 減価償却費 | | | | | |
| 管理費計 | | 312,000 | | | 312,000 |
| 経常費用計 | | 3,288,800 | | 20,000 | 3,308,800 |
| 当期経常増減額 【A】 - 【B】・・・① | | -38,800 | | 30,000 | -8,800 |
| (C) 経常外収益 | | | | | |
| 固定資産売却益 | | | | | |
| 過年度損益修正益 | | | | | |
| 経常外収益計 | | 0 | | 0 | 0 |
| (D) 経常外費用 | | | | | |
| 固定資産売却損 | | | | | |
| 災害損失 | | | | | |
| 過年度損益修正損 | | | | | |
| 経常外費用計 | | 0 | | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 【C】 - 【D】・・・② | | 0 | | 0 | 0 |
| 経理区分振替額・・・③ | | 30,000 | | -30,000 | 0 |
| 税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④ | | -8,800 | | -30,000 | -38,800 |
| 法人税、住民税及び事業税・・・⑤ | | 70,000 | | 0 | 70,000 |
| 前期繰越正味財産額・・・⑥ | | 81,000 | | | 81,000 |
| 次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥ | | 2,200 | | -30,000 | 2,200 |

-8,800
2,200

設立趣旨書

1 趣旨

日本は、世界に先駆けて「超高齢化社会」を迎えています。多くの高齢者が、デイサービスなどの介護保険のサービスを活用しながら住み慣れた自宅で生活したり、自宅を離れて施設での生活を送ったりしています。障がい者が暮らす施設を含めると、いわゆる“福祉施設”は膨大な数に上ります。

福祉サービスの提供側は、現場を辛うじて回す人手を確保するのが精一杯な状況です。職員は少人数で食事や入浴などの生活支援や身体の介護を行わなければなりません。従って、生活に潤いを与える「余暇」に時間や労力を割くことは、現実的に困難であると言えます。福祉の現場には「娯楽」が絶対的に不足しています。

高齢者施設や障がい者施設等に催物を提供する団体や、様々なメディアにおける高齢者向けのコンテンツは存在し、行政等が紹介する事例も全国的に見られます。しかし、供給量が全く足りていないのです。例えばクリスマスなどのイベント時季に彼らと呼ぶとした場合、何か月も前からアポを取り日程の調整をしなければなりません。日々のレクリエーションやイベント事の企画に携わる現場スタッフには、大きな負担となっています。

福祉施設の催物に芸事を呼ぶ場合、もう一つの問題があります。厳しい予算の中で安い提供者に頼らざるを得ないため、サービスの提供がボランティアなどのアマチュア主体になっているということです。ボランティアの方達には大変な敬意を感じますが、サービスの質という点で、どうしても限界を感じてしまうのです。

福祉関連の事業所に「“よりたくさん”の“質の高い娯楽” “質の高い余暇”を提供したい」という思いが、私達の出発点です。

福祉の現場と、演者さん・福祉事業所向けサービスの提供者の間にWinWinの関係が成立するべく、架け橋となることを目指していきます。

国内には、役者やミュージシャン、芸人など、プロの芸能関係者が数多くいます。芸能を専攻する学生など、業界志望者も多く存在します。我が国の長い経済停滞の中、テレビや舞台などにおける企業のスポンサーシップ縮小などにより、彼らの活動の場は確実に減っています。介護事業所におけるイベントは、芸能関係者が技能を披露できる、成長性のある媒体であると言えるのです。

一方で、福祉の現場は演者にとって非常に厳しい現場となります。加齢や病気などで活気を失ってしまった高齢者や認知症の方などの、興味を惹かなければなりません。専用の演技スペースがある訳でもないので、披露できる内容にも多くの制約があります。

「舞台などの本番に向けて、芸事の“鍛錬”をすることができる。また、決して多くはないが事業所からの報酬が得られる」介護現場は、プロによる芸事の需給をマッチングさせる最適な場ということになります。

また、高齢者向けの運動や脳活トレーニングなどのオンライン動画や、高齢者に相性の良い内容の様々なコンテンツ、商品・アイデアが世の中には散見されます。しかし実際に知れ渡り、広く活用されているとは言い難い状況です。

これらの供給と需要のギャップを埋めるための活動は、高齢者者の余暇の活用といった点で、非常に大事であると考えられます。

我々は、芸能業界にコネクションを持つ人間と、福祉業界に長く携わってきた人間の集まりです。介護現場のリアルな要望を汲み取って演者につなげることにより、柔軟な内容

かつ安価なイベント紹介が可能となります。

福祉市場は今後も拡張し続け、あらゆる先進サービスが参入し続けています。イベント派遣や、余暇活用のための支援についても類似の団体が続々と出てくるのが予想できますが、我々は先発のモデルケースになり得ると考えています。福祉施設で過ごす方々に、安価で良質な芸事を紹介していくために、我々は先陣を切ってノウハウを蓄積していく心構えです。

2 申請に至るまでの経過

現在集まっているメンバーで福祉事業所へのイベント紹介事業を立ち上げるにあたり、事業に最も適した組織形態を選択すべきだと考えました。

我々の着目したポイントは以下となります。

- ・当事業は「福祉事業所へ安いコストで良質なイベントを提供すること」が目的であり、営利を目的としている訳ではない。
- ・事業の対象が福祉分野に関連する事業所等であり、保守的で安全・安定重視の志向を持っていると考えられる。新規のアイデアを売り込むにあたり、相手を安心させるようなイメージが必用となる。
- ・全国に多数いる芸能関係者に、当組織の新しい発想を宣伝し事業への賛同を得るためにも、信頼を得るためのツールが必用となる。

以上の3点から、組織の安全性・信頼性のイメージを得ることが必用と考え、「NPO法人格」の取得が最適であるとの結論になりました。

もちろん、NPO法人になることで、行政から当団体に何らかのお墨付きが得られるわけではありません。しかしNPO法人は、その質上誰でも自由に参加できる場であり、今後市民の公平な目の中で、当団体の“信頼”が育まれていくことを期待しています。

以上が、今回当団体がNPO法人格の取得を申請するに至った経緯です。

3. その他の活動方針

福祉の分野に広く貢献していきたいというのが、我々の共通の思いです。

メンバーの中には、障がい者福祉や環境問題に携わる者もいるため、イベント等を通して、それらに関する啓蒙活動に努めて行きたいとも考えています。

令和6年 3月 15日

特定非営利活動法人たきび
設立代表者 住所又は居所

氏名 土橋 健太郎
橋